

浸透策の強化

- **中央及び全都道府県**における運送事業者や荷主、関係省庁により構成される協議会の枠組みを活用しながら、**荷待ち件数が特に多い品目ごとのセミナーを実施するなど、個別課題にきめ細やかに対応し、取引の適正化に向けた浸透策を強化。**

中央

- 運送事業者や荷主、関係省庁等により構成される「**トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会**」（中央協議会※）において、**浸透状況に係る調査の結果**（下記参照）を踏まえ、**フォローアップ**【来年2月頃】

協議会の開催前に、農水省、経産省、国交省において、**浸透状況等に係る局長級の意見交換**を実施 【来年1月～2月頃】

※ 中央協議会の構成（抄）

- ・全ト協副会長
- ・経団連産業政策本部長
- ・日商産業政策第二部長
- ・連合総合政策局長
- ・学識経験者
- ・経産省・農水省など関係局長

地方

全国10ブロック、47都道府県

- 「**トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会**」（各都道府県に設置）で**約7,500団体等に周知**
※都道府県トラック協会、経済連合会、商工会議所等
- 取引適正化セミナーの開催（本年10月以降**全国10ブロック**で実施）
（12月4日現在、8ブロックで開催済、約500社が参加。東京会場では御法川国土交通副大臣、新潟会場では佐々木国土交通大臣政務官が挨拶。）
- 荷主や運送事業者向けの**厚労省と連携したセミナー**の活用（**全国47都道府県**で実施）
- 荷待ち件数が特に多い輸送品目（加工食品、紙・パルプ、建設資材）に係る荷主や運送事業者に対するセミナーの開催

運送事業者向けにアンケートを実施、
飲料配送、取引適正化に係る浸透状況等を調査（年内～年明集計予定）

荷主所管省庁をはじめとする関係省庁に対しては、取引の適正化に向けて、各種セミナーの開催などに当たり、荷主向けの周知等をお願いしたい

取締権限の積極活用

- 事業法等（※）に基づく取締権限等を根拠に、**関係省庁と連携して不当・違法な取引に対する是正に向けた働きかけ、調査、指導、勧告等を実施**（勧告等まで至らなくても、個社に対して調査や指導を実施）。

※ 貨物自動車運送事業法、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法 等

【例】貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ

- 制度改正について荷主・運送事業者向けに**関係省庁連名で周知**。**違反原因行為に該当し得る行為を例示**。

【例】・荷主都合による長時間の荷待時間を恒常的に発生させているような行為（過労運転を招くおそれ）
・異常気象時など、安全な運行が困難な状況で運送を強要する行為（輸送の安全確保義務違反を招くおそれ）

- 国交省HPにおいて**設置した意見等の募集窓口を活用**。荷主の行為について、幅広く情報収集。
今後、収集した情報に基づき、関係行政機関と連携して、**荷主への働きかけを実施**していく。

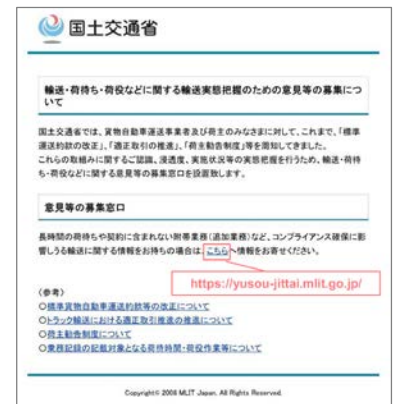
違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合



荷主への働きかけのフロー



国交省HP：意見等の募集窓口

荷主所管省庁をはじめとする関係省庁に対しては、不当・違法な取引の是正に向けて、悪質な荷主に関する情報の収集やこれらの荷主に対する働きかけに協力をお願いしたい